

図書館利用者懇談会

利用者の皆さんから広く意見を伺い、今後の図書館運営に反映するため、下表のとおり利用者懇談会を開催します。

利用者懇談会日程表

開催日時 (4月)		会場 ※当日直接会場へ	対象図書館	定員 ※先着順
18日(日)	午後2時～3時30分	本多公民館	本多・恋ヶ窪・もとまち	10人
23日(金)	午前10時～11時30分	光公民館	光・並木	6人

また、アンケートでも意見を募集しています。

締め切り4月23日(金)

アンケート用紙配布場所各図書館で

→本多図書館☎(042)324-2022

都市計画の変更の 告示・縦覧

都市計画法第20条第2項の規定に基づき、関係図書の縦覧を行っています。

告示日 3月31日

名称〇都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〇都市再開発の方針(共に都決定)

縦覧場所まちづくり計画課(市役所第2庁舎)・都市整備局都市計画課

問都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〇都市整備局広域調整課☎03・5388・3227 / 都市再開発の方針〇都

市整備局企画課☎03・5320・5128
↓まちづくり計画課(内455)

西恋ヶ窪緑地(エックス山)の林の若返り・維持管理の活動に参加しませんか

エックス山等市民協議会と市の協働事業です。どなたでも参加できます。

話し合い日 4月9日(金)午後1時30分～3時30分 市民室内プール西側「むかしの井戸」(集合)

作業日 4月16日・23日(金)午前9時30分～11時30分 市民室内プール西側「むかしの井戸」(集合)
↓緑と建築課(内354)

ブロック塀などの助成・補助

安全で緑豊かなまちなみを目指して

ブロック塀などの地震対策をしませんか

地震によるブロック塀などの倒壊による災害を未然に防ぎ、緑豊かなまちづくりを推進するため、ブロック塀などの撤去・耐震診断と生け垣新設の助成・補助を行っています。単独でも申請できます。

ブロック塀の耐震診断費用の一部を助成

対道路・隣地境界に面して設置された、高さ1mを超えるブロック塀

助成額耐震診断費用と敷地あたり10,000円を比較して少ない方の額

申耐震診断の契約前に建築指導課(市役所第2庁舎)へ問い合わせのうえ、所定の申請書に案内図、塀の位置図、耐震診断見積書の写し、

塀の写真、所有者確認書類、耐震診断計画書、耐震診断の実施者を証する書類を添付し、直接建築指導課へ

申請書配布建築指導課で※市HPからダウンロード可

注助成金交付決定を受けてから、耐震診断を行ってください/助成は同敷地で1回限り

ブロック塀などの撤去・新設費用の一部を助成

対撤去費用助成=道路・隣地境界に面して設置された、高さ1mを超えるブロック塀・石塀・万年塀などと門柱の撤去(下図参照)※ブロック塀上部を一部撤去し残置する場合も含む

新設費用助成=〇道路に面して設置された高さ1mを超えるブロック塀などの撤去に伴い新設したフェンスなど〇新設するブロック塀の高さが、道路面から60cm以下のもの〇新設するフェンスなどの高さが、道路面から2m以下のもの※販売目的のための整地や解体工事で撤去する場合は助成対象外

助成額撤去費=撤去費用と、塀の長さ1m当たり6,000円を乗じた額を比較して少ない方の額

新設費=新設費用と、塀の長さ1m当たり4,000円を乗じた額を比較して少ない方の額

※新設する塀が国産の木材を使用した木塀で、一定の条件を満たした場合別途助成金を加算

申工事契約前に建築指導課へ問い合わせのうえ、所定の申請書に案内図、塀の位置図、工事見積書の写し、塀の写真・所有者確認書類を添付し、直接建築指導課へ

申請書配布建築指導課で※市HPからダウンロード可

注助成金交付決定を受けてから、撤去の工事を着工してください/ブロック塀の一部残置または新設の場合、ブロック部分の高さは60cm以下にしてください

助成金算定例と助成対象となるブロック塀など(参考例)

助成額算定例

道路に面するブロック塀など(延長10m)の撤去・新設工事、および隣地境界に面するブロック塀など(延長20m)の撤去工事を70万円でを行った場合

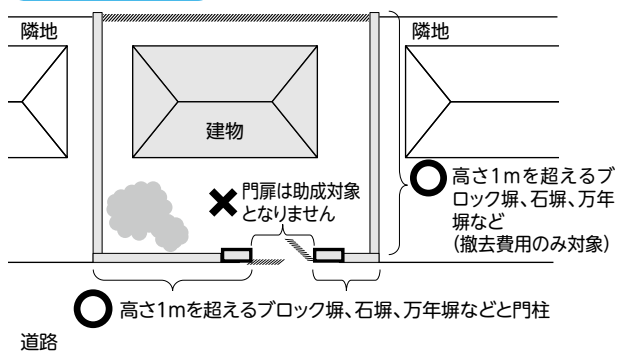
道路に面するブロック塀など撤去
工事費10万円>6万円(6,000円×10m)
→助成額6万円

道路に面するフェンスなど新設
工事費40万円>4万円(4,000円×10m)
→助成額4万円

隣地境界に面するブロック塀など撤去
工事費20万円>12万円(6,000円×20m)
→助成額12万円

助成額合計22万円(6万円+4万円+12万円)

助成対象の例



→建築指導課(内492)

生け垣新設費用の一部を補助

対次のすべてに該当する生け垣造成

〇新設の生け垣である〇原則として幅員4m以上の道路に接している〇生け垣の総延長が2m以上である〇生け垣に適した樹高80cm以上の樹木を使用し、延長1mあたり2本以上、葉が触れ合うように植える〇土留めの縁石やブロック塀などを設置する際は、高さ60cm以下とする〇道路境界から30cm～50cm程度離れた位置に植える(下図参照)

補助対象外のもの〇開発事業によるもの〇営利を目的とするもの〇公共・公益的団体が設置するもの〇一時的に設置するもの

補助額延長1mあたり上限8,000円

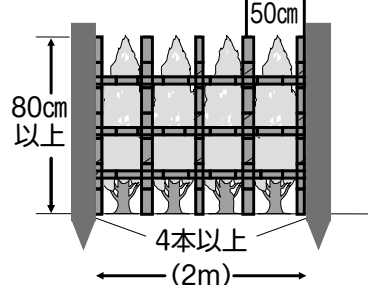
申工事着工前に、所定の申請書に工事費用見積書、完成予定の平面図・立面図、工事前写真を添付し、直接緑と建築課(市役所第2庁舎)へ

申請書配布緑と建築課で※市HPからダウンロード可

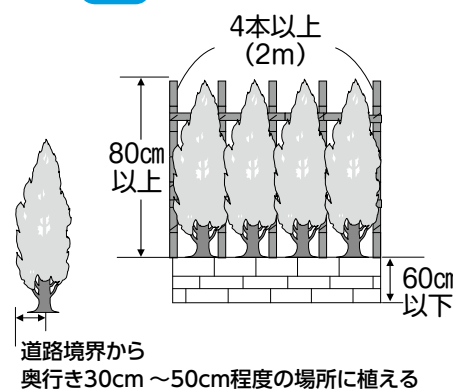
注補助金交付決定を受けてから、生け垣造成の工事を着工してください/造成した生け垣は、枝が道路にはみ出さないように適正な管理を行い、長期間にわたり良好な状態を維持してください

補助対象となる生け垣(参考例)

例1 葉と葉が触れ合うように植栽(例1・2共通)



例2 縁石やブロックを使用した場合



道路境界から奥行き30cm～50cm程度の場所に植える

→緑と建築課(内353)

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。